

# 豊川市内部統制基本方針

## 1 基本的な考え方

豊川市では、市民の皆様から信頼される行政運営を行っていくため、内部統制体制の整備及び運用に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第2項に規定に基づき、内部統制基本方針を次のように定めます。

## 2 内部統制の目的

### (1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の目的達成のため、効率的かつ効果的に業務を遂行します。

### (2) 財務報告等の信頼性の確保

リスクを的確に把握し、適正な事務の管理及び執行を通じた正確な財務報告等により、その信頼性を確保します。

### (3) 業務に関わる法令等の遵守

職員一人ひとりが業務の根拠法令等を理解し、遵守することで、業務を適正に執行します。

### (4) 資産の保全

正当な手続により資産の取得、使用及び処分を行い、適正な資産の保全を図ります。

## 3 内部統制の対象事務

内部統制の対象事務は、財務に関する事務とします。

## 4 内部統制の整備・運用状況の報告

内部統制の整備と運用状況及び改善措置状況については、毎年度作成する内部統制評価報告書にまとめ、監査委員による審査を経た後に、監査委員の意見を付けて議会へ提出し、公表します。

## 5 方針の見直し

本方針については、本市を取り巻く状況の変化や内部統制の整備及び運用状況並びに監査委員の意見等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。

2022年（令和4年）4月1日

豊川市長 竹本幸夫